

株式会社エヌ・エフ・ユー
女性活躍推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：管理職に占める女性割合を 3 年以内に 30%以上とする

＜対策＞

- 2027 年 4 月～ 昇進・昇格の評価基準を明確化
- 2027 年 10 月～ 管理職候補の女性社員に対する研修を実施

目標 2：年次有給休暇について、年間 10 日以上付与されている社員においては、2029 年 3 月までに 1 人当たりの取得日数を 7 日以上とする

＜対策＞

- 2026 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2026 年 5 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2026 年 6 月～ 社内報などで定期的なキャンペーンを行う

目標 3：男女問わず育児・介護休業の取得を促進する

＜対策＞

- 2028 年 4 月～ 各職場における休業者の業務力バー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2028 年 10 月～ 育児・介護休業取得開始日から 5 日間を有給とする制度を導入する